支出	⑶　漁場管理費			
	⑷　資源管理費			
	⑸　保全活動費			
	⑹　営漁指導費			
	⑺　遭難救助費			
	⑻　生活改善費			
	⑼　共済保険費			
	（支出合計）	（　　）	（　　）	（　　）
差　引　額				

（注）　（略）

（記載上の注意）

１　「保全活動負担金」欄には、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第１項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第８項に規定する保全活動（以下「漁業法に基づく保全活動」という。）に係る同法第111条第２項第８号に規定する受益者から徴収した費用を記載すること。

２　「漁場管理等受入金」欄には、漁業法に基づく保全活動以外の漁場の管理（繁殖保護及び資源管理を含む。）に係る組合員以外の者から徴収した費用及び企業等からの協力金のうち資源管理及び繁殖保護を目的とするものを記載すること。

３　「保全活動費」欄には、漁業法に基づく保全活動に支出した費用を記載すること。

②　（略）

⑿　（略）

第６～第８　（略）

第９　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（中略）

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の８第１項（法第96条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣が定める法第11条の８第１項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　（略）

［附表１］　（略）

［附表２］　（略）

別紙様式第７号⑵（第205条第５項第１号）

連結業務報告書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

漁業協同組合又は水産加工業協同組合名
所在地

支出	⑶　漁場管理費			
	⑷　資源管理費			
	（新設）			
	⑸　営漁指導費			
	⑹　遭難救助費			
	⑺　生活改善費			
	⑻　共済保険費			
	（支出合計）	（　　）	（　　）	（　　）
差　引　額				

（注）　（略）

（新設）

②　（略）

⑿　（略）

第６～第８　（略）

第９　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（中略）

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の６第１項（法第96条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣が定める法第11条の６第１項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　（略）

［附表１］　（略）

［附表２］　（略）

別紙様式第６号⑵（第205条第５項第１号）

連結業務報告書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

漁業協同組合又は水産加工業協同組合名
所在地